がんばる農業者 あの人この人

「ファーム白石」
代表　白石　長利（ながとし）さん（小川町）

今回ご紹介するのは、小川町下小川で営農している「ファーム白石」の代表白石長利（ながとし）さん（30）です。

白石家は代々受け継がれている専業農家であり、平成17年に就農した長利さんは3代目となります。現在は、祖父、御両親、長利さん夫婦、子どもさんの4世代で生活しており、ほ場はいつも笑顔と活気に溢れています。

長利さんは就農当時から、化学肥料や化学合成農薬を使用しない「MOA自然農法栽培」にも積極的に取り組んできました。190アールの水田ではMOA自然農法栽培を中心に作付けし、110アールの畑ではダイコン、ブロッコリー、ゴボウなどの冬野菜を中心に栽培しています。また、20アールのハウスで減農薬・減化学肥料栽培しているトマトは、福島県の特別栽培の認定を受けるなど、環境にやさしい安心安全な農作物作りに力を入れているのです。

しかし、その作業は決して簡単ではありません。無農薬や減農薬での栽培は、慣行栽培ほど収量があがらず、防虫や除草作業にも大変手間がかかりますが、丹精込めて作ったこだわりの野菜や米は、常に完売するほどの大好評。「ここの野菜が一番美味しい」と声をかけられると、その苦労は吹き飛んでしまうといいます。

このように農業に精を出す一方、長利さんはJAいわき市青年部や、いわき市農業青年クラブの会長を務め、若手後継者の代表として様々な活動をしています。昨年は東日本大震災の直後から、行政機関と一体となり、いわき産農産物の風評被害払拭に向けて市内外でPRを行ってきました。昨年の8月には、風評被害に立ち向かう姿を撮影したCMにも出演し、多くの反響がありました。長利さんの市農業復興への熱い思いは、多くの消費者に伝わったようです。

また、消費者との交流を大事にする長利さんは、親子の農業体験学習等の講師も務めています。野菜づくり等の農作業を通じて、食べ物の大切さや、作物を育てる楽しみ・難しさを多くの子ども達に体験して欲しいそうです。「農業体験を通して、家族と一緒に過ごす時間を大切にしてもらいたいですね」と、長利さんは笑顔で話してくれました。

長利さんには、今後のいわき市の農業振興・復興を担う若手後継者として、おおいに期待しています。

（執筆　草野　城太郎委員）

農地Q&A

農地法第3条許可の権限移譲について

Q 農地を買ったり借りたりする時の許可が、県から農業委員会に変わったと聞きました。具体的にどういうことですか？

A 昨年8月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が国会で成立し、188法律が一括して改正されました。その中に農地法も含まれており、耕作目的で他の農業者が所有する農地を借り受けたり所有権移転を行う際に要する農地法第3条許可において、県知事が許可していた申請を農業委員会会長が許可することになりました。

これまでも、市内に居住する農家等からの申請に対しては農業委員会会長が許可していましたが、市外に居住する農家等や教育・医療・社会福祉事業を行う農業生産法人以外の法人からの申請に限っては、県知事の許可となっておりました。

今回の改正では、県知事許可となっていたこれらの申請も含め、4月1日以降はすべての第3条許可申請を農業委員会会長が許可することになったものです。

実務的には、これまで、県知事が許可していた申請に関しては、農業委員会で許可の可否を審議し、意見を付して県知事へ申請書を進達していましたが、権限移譲後は、農業委員会の審議によって許可することとなるので、許可までの期間が短縮されるというメリットが生じます。

なお、**農地転用に関する申請については これまでどおり県知事により許可される**取扱いですのでご注意ください。

これまでの取扱い		対象となる申請者（譲受人）	今年4月1日以降
許可権者	農業委員会会長 ←	○市内に居住する農業者・農業生産法人・一般法人（解除条件付貸借契約に限る）	すべて農業委員会会長による許可
	県知事 ←	○市外に居住する農業者・農業生産法人・一般法人（解除条件付貸借契約に限る） ○教育・医療・社会福祉事業を行う農業生産法人以外の法人等 ○区分地上権を設定する者	

【お問い合わせ】
農業委員会事務局農地調整係（TEL22-7578）